

# 東京都における災害医療体制

## 【東京都の被害想定】

東京都防災会議は、平成24年4月に新たな被害想定を公表

		【首都直下地震】	【海溝型地震】	【活断層で発生する地震】		
		東京湾北部地震 (M7.3)	多摩直下地震 (M7.3)	元禄型関東地震 (M8.2)	立川断層帯地震 (M7.4)	
人的被害	原因別	死者	約9,700人	約4,700人	約5,900人	約2,600人
		揺れ	約5,600人	約3,400人	約3,500人	約1,500人
		火災	約4,100人	約1,300人	約2,400人	約1,100人
	原因別	負傷者 (うち、重傷者)	約147,600人 (約21,900)人	約101,100人 (約10,900)人	約108,300人 (約12,900)人	約31,700人 (約4,700)人
		揺れ	約129,900人	約96,500人	約98,500人	約27,800人
		火災	約17,700人	約4,600人	約9,800人	約3,900人
物的被害	原因別	建物被害	約304,300棟	約139,500棟	約184,600棟	約85,700棟
		揺れ	約116,200棟	約75,700棟	約76,500棟	約35,400棟
		火災	約188,100棟	約63,800棟	約108,100棟	約50,300棟
避難者の発生 (ピーク:1日後)		約339万人	約276万人	約320万人	約101万人	
帰宅困難者		約517万人				

# 二次保健医療圏を単位とした災害医療体制の構築

被災者に身近な「区市町村」と広域的な医療救護活動を担う「都」を単位



- ・的確な区市町村支援のため、二次保健医療圏を単位とした災害医療体制導入
- ・「都」「二次保健医療圏」「区市町村」の三層構造へ



二次保健医療圏	管 轄 区 市 町 村	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (万人)
道 北 圏	千代田区、中野区、蕨市、文京区、杉野区	63.04	217.482
道 東 圏	船橋区、大田区	64.13	1,018.873
道 西 圏	府中市、世田谷区、武蔵野	67.07	1,340.567
区 西 圏	新大塚、中野区、杉野区	67.08	7,180.608
区 西 支 圏	豊島区、北区、板橋区、練馬区	71.50	1,672.170
区 東 支 圏	豊島区、北区、板橋区	78.18	1,678.300
区 東 圏	豊島区、板橋区、江戸川区	103.61	1,817.560
西 一 部 圏	葛飾区、福生市、江戸区、多摩市、調布市、国分寺市、練馬区、江戸川区、板橋区、東大塚	97.77	288.788
南 部 圏	八王子市、町田市、立川市、多摩市、稲城町	104.52	1,412.575
北 部 圏	江戸区、葛飾区、墨田区、荒川区、東大塚、板橋区	99.21	641.248
北 部 支 圏	北葛飾区、江戸区、町田市、葛飾区、江戸区、立川市、板橋区	99.62	1,001.518
北 部 支 支 圏	小平市、東村山町、清瀬市、東大塚市、西大塚市	78.68	772.783
島 嶼 圏	大島町、利根町、新島町、沖島町、三宅町、御蔵町、八丈町、青ヶ島町、小笠原町	463.67	27.515
計		2,187.08	12,110.388

資料：総務省「国勢調査」(平成22年度)  
国土交通省国土院「平成22年度国勢調査の集計結果」

# 災害医療コーディネーターの指定

都・二次医療圏・区市町村をそれぞれ管轄する災害医療コーディネーターによる医療救護活動の統括・調整

---

東京都災害医療  
コーディネーター

- ◇都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対し医学的な助言
- ◇都が医師3名を指定
- ◇主な任務
  - 都の医療救護活動方針の策定
  - 東京DMATの派遣決定
  - 医療チーム（東京DMATを除く）の配分調整
  - 地域災害医療コーディネーターとの連絡調整 等

---

地域災害医療  
コーディネーター

- ◇各二次医療圏の医療救護活動を統括・調整（島しょ地域を除く）
- ◇都が各医療圏単位の医師1名、計12名を指定（代理制度有）
- ◇主な任務
  - 圏域内の情報収集
  - 医療チームの配分調整
  - 傷病者を受け入れる病院の確保
  - 災害医療コーディネーター等との連絡調整 等

---

区市町村災害医療  
コーディネーター

- ◇区市町村内の医療救護活動を統括・調整するため、区市町村に対し医学的な助言
- ◇区市町村が医師を指定（2016.4.1現在：92名）
- ◇主な任務
  - 区市町村全域の情報収集
  - 医療救護所の設置・運営
  - 医療チーム派遣要請
  - 傷病者を受け入れる病院の確保
  - 医薬品・医療資器材の確保 等

---

# 医療機関・医療救護所の役割分担

## 《傷病者の受入れ体制の充実》

### 《病 院》

災害拠点病院 80施設 43,614床	・重症者の収容・治療
災害拠点連携病院 136施設 18,410床	・中等症者または容態の安定した重症者の収容・治療
災害医療支援病院 433施設 65,150床	・専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

病院数等:2016.4.1現在

### 《診療所》

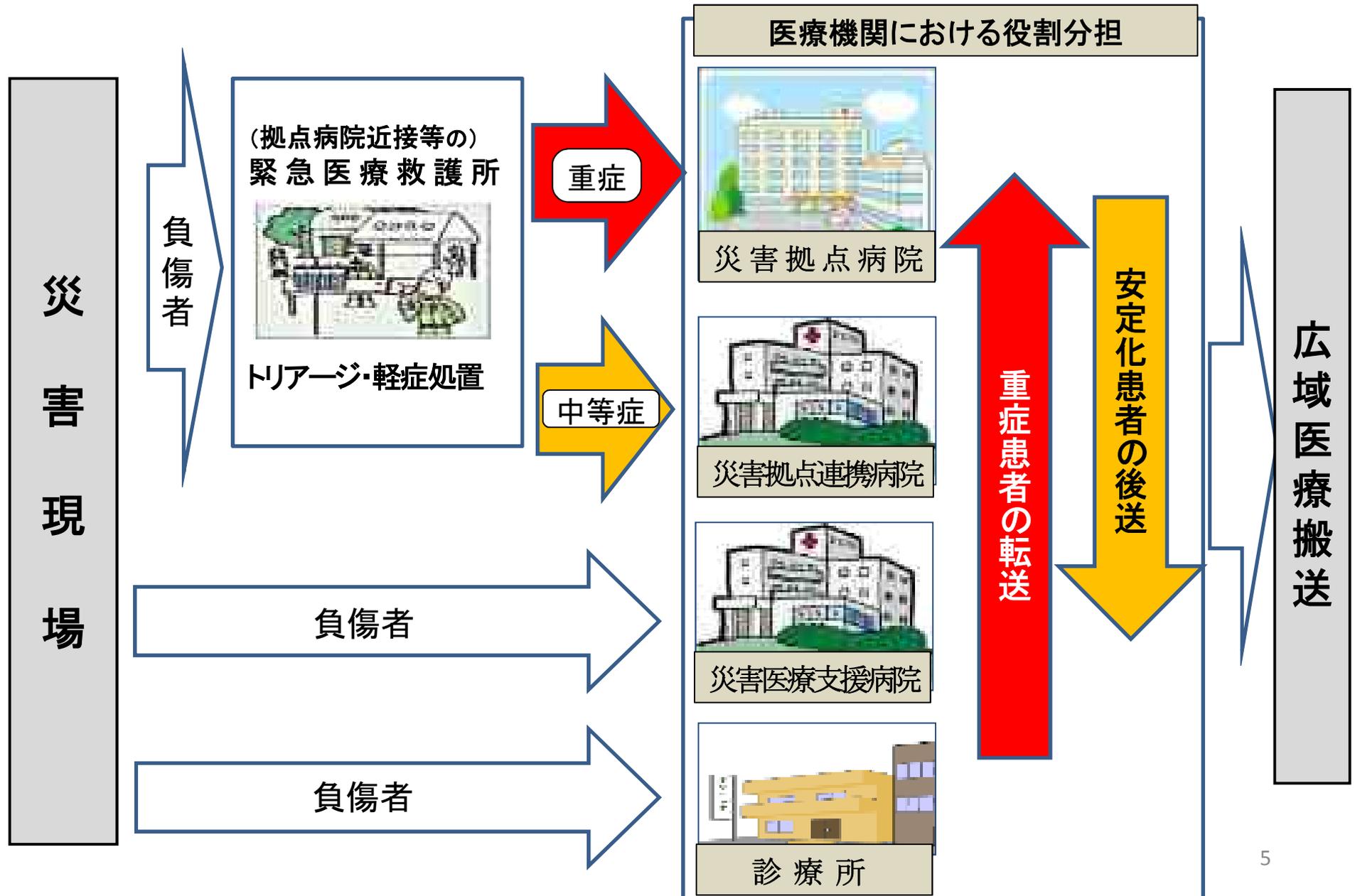
診療所・歯科診療所	・原則として診療を継続（救急告示・透析 等） ・区市町村地域防災計画に定める医療救護活動
-----------	---

### 《救護所(区市町村が設置)》

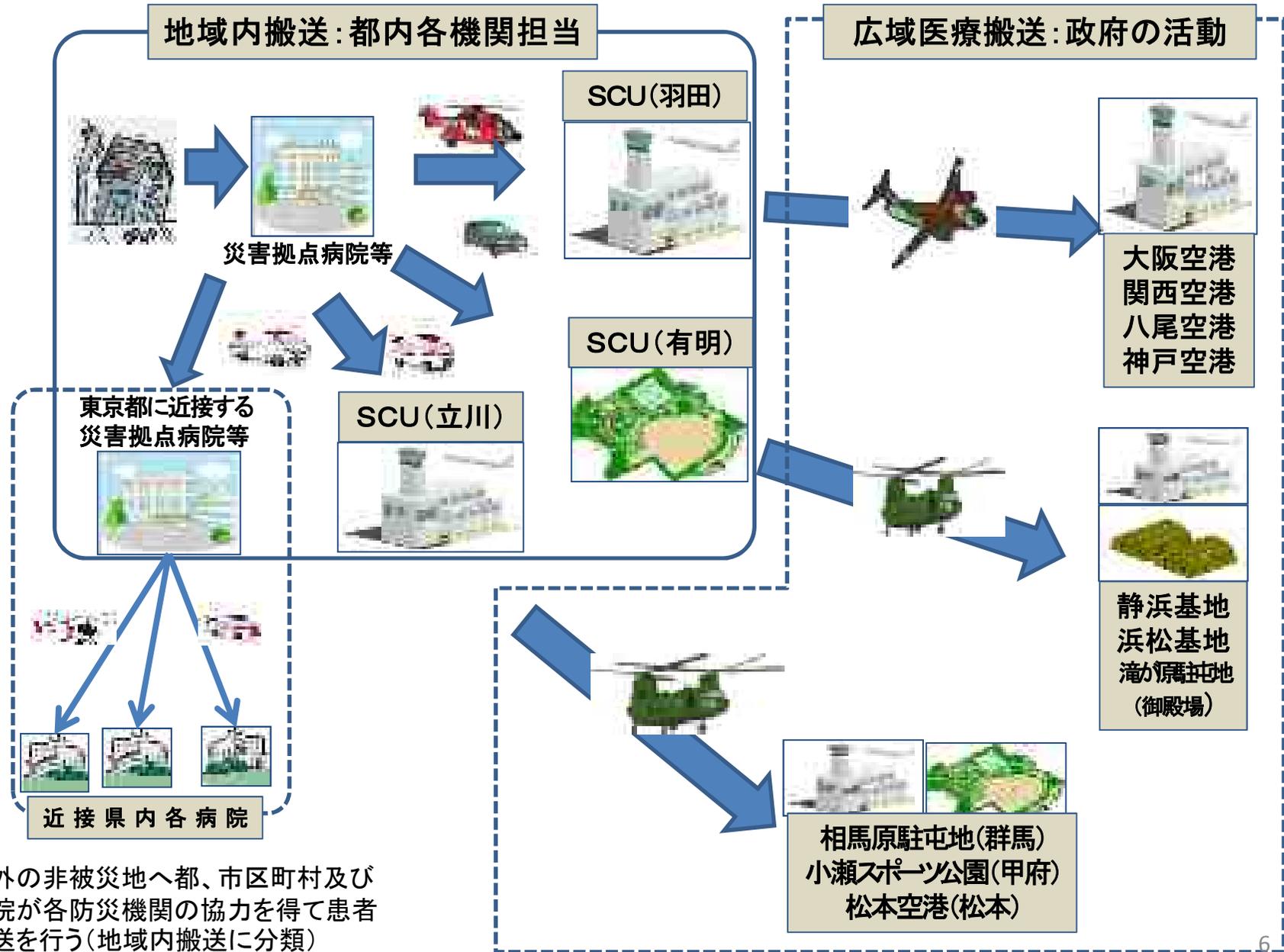
緊急医療救護所	・速やかに災害拠点病院等の近接地に設置 ・トリアージと軽症者に対する治療
避難所医療救護所	・主に急性期以降、避難所内に設置 ・地域住民への医療機能の提供

# 医療機関・医療救護所の役割分担

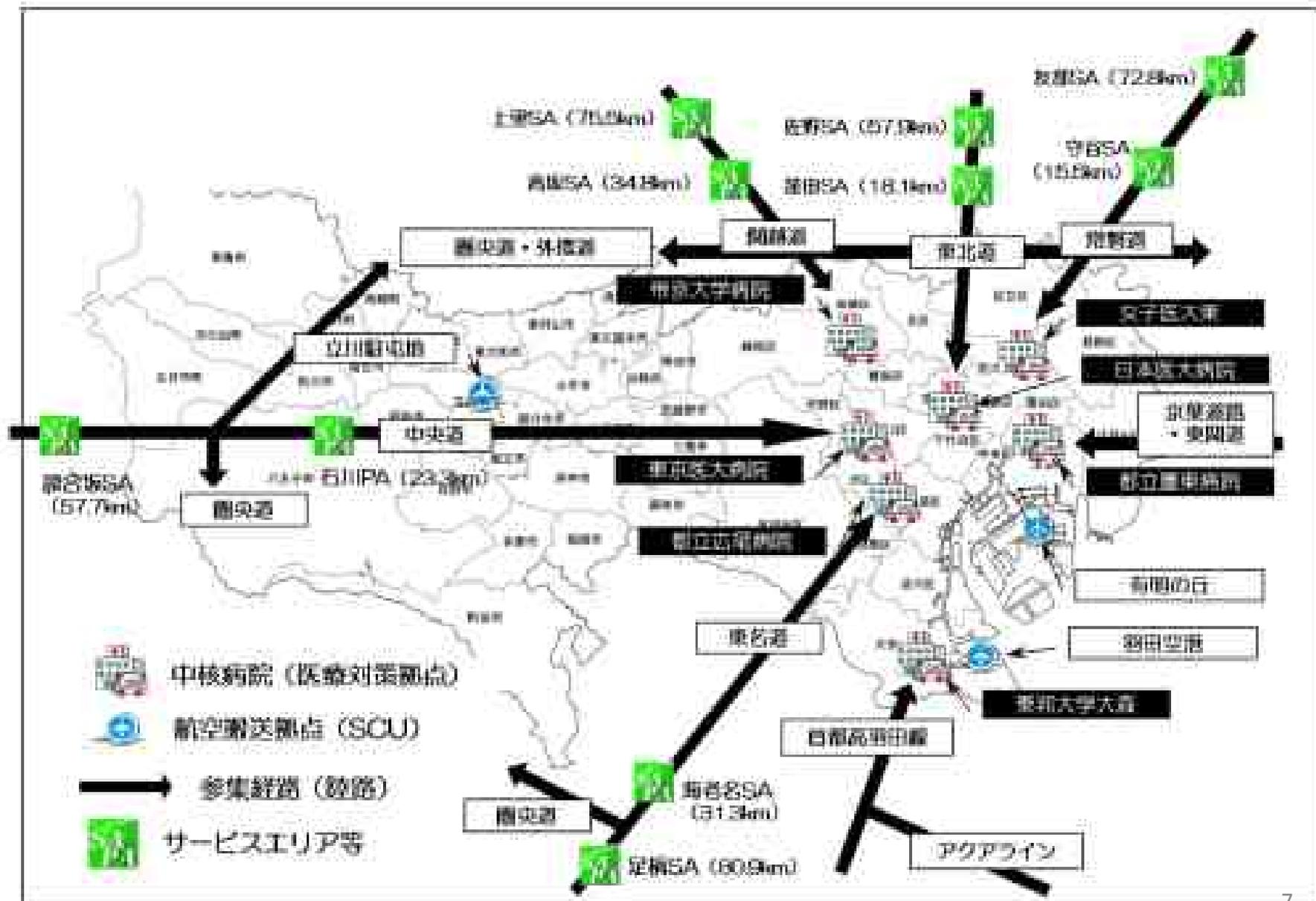
(被災地内における負傷者の流れ)



# 地域内搬送と広域医療搬送

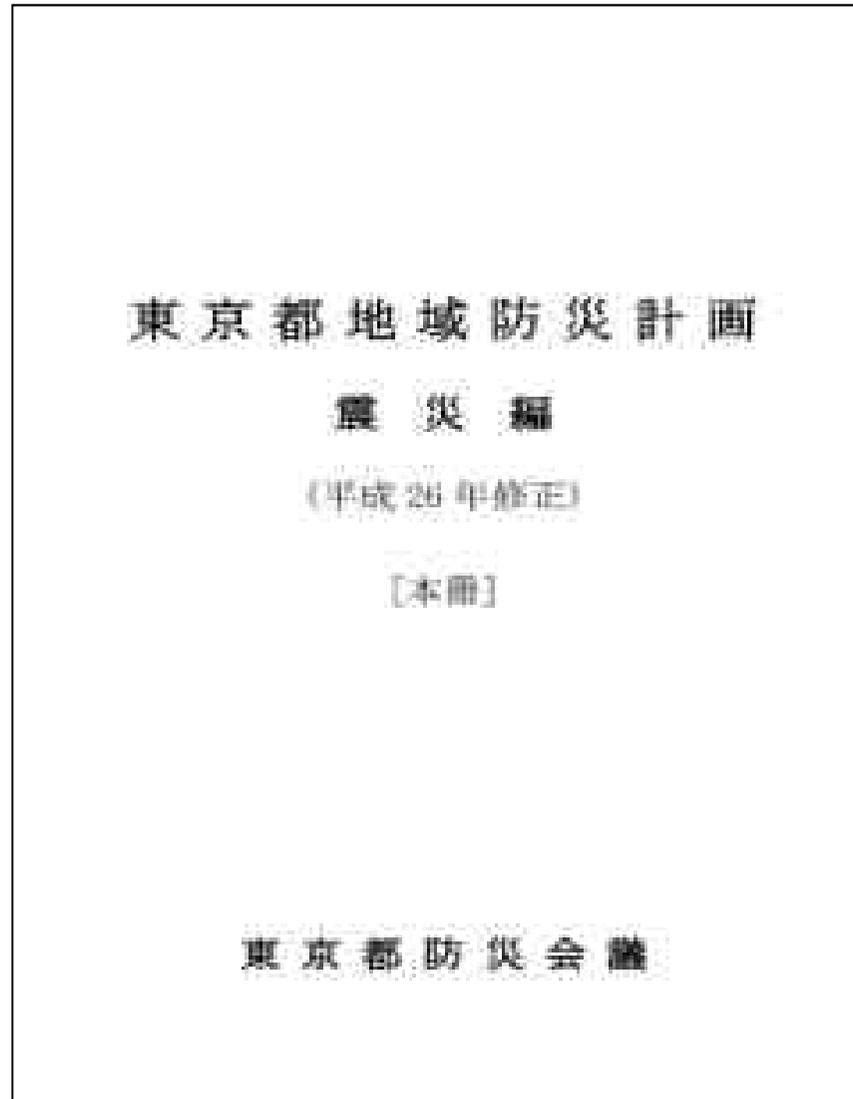


# DMA T（医療チーム）の受援



※ 国土交通省が検討している「八方向作戦」に準拠

# 災害時における歯科救護班の活動



# 事前の活動・計画

## ○ 都福祉保健局

- ・ 都歯科医療救護班をはじめとする、都医療救護班の確保

## ○ 区市町村

- ・ 歯科医療救護班等の確保
- ・ 緊急医療救護所及び医療救護所の設置場所の確保
- ・ 医療救護活動拠点の設置場所の確保

# 発災時における区市町村の活動

- 歯科診療所等及び薬局の被災状況や活動状況等を把握
- 地区歯科医師会等との協定に基づく歯科医療救護活動等の実施を要請（医療救護所や巡回による活動）
- 医療救護班が不足する場合は、圏域の医療対策拠点に要請

# 歯科医療救護班の活動

## ○ 救護所活動

- ・ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- ・ 災害拠点病院への転送の要否や転送順位の判断

## ○ 避難所活動

- ・ 歯科治療・衛生指導

## ○ 検視検案協力（身元確認）

都 ⇒ 都歯科医師会 ⇒ 区市町村歯科医師会

(警視庁)

# 検視検案（身元確認）

- 区市町村は、発生後速やかに遺体収容所設置
- 区市町村は都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備
- 都歯科医師会は警視庁からの協力要請により、1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成・派遣
- 身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事